

# 日本体育協会スポーツ憲章（抜粋）

（昭和20年9月10日日本体育協会制定）

## 第1条 スポーツの意義と目的

スポーツは、人々が楽しみ、より充実して生きるために、自発的に行う身体活動である。生涯を通じて行われるスポーツは、豊かな生活と文化の向上に役立つものとなる。

## 第2条 スポーツを行う者の心得

- ・ スポーツを愛し、楽しむために、自発的に行う。
- ・ 競技規則はもとより、自らの属する団体の規則を遵守し、フェアプレーの精神を尊重する。
- ・ 常に相手を尊重しつつ、自己の最善を尽くす。
- ・ アンチドーピングに関する規定を遵守する。

## 第5条 競技者規程の制定

本会の加盟競技団体は、この憲章に基づき独自の競技者規程を制定するとともに、その規程を本会に届けなければならない。

### <競技者規程作成のためのガイドライン>

1. 本会の加盟競技団体は、登録競技者の保護と支援の責任をもつ立場にあることから、この憲章の趣旨に沿って、次の条項に準じて競技者規程を制定するものとする。また、国際競技連盟に所属する競技団体は、その該当国際競技連盟の規則に準拠し、競技者規程を制定するものとする。
2. 本会の加盟競技団体は、自らの諸規定及び諸事情等により、次の者を競技者として登録しないことができる。
  - (a) プロカテゴリーを有しプロとして登録されている者、又は契約している者。
  - (b) 所属競技団体の事前了承なく競技会参加準備又は参加のために、物質的便益を受けた者。
  - (c) 自らが、自分の氏名、写真又は競技実績を広告に使うことを許した者。ただし、当該競技団体承認を得ればこの限りではない。
  - (d) 所属競技団体が禁止した競技会に参加した者。
  - (e) 競技に際して、特にドーピング又は暴力行為などによりフェアプレーの精神に明らかに違反した者。
  - (f) この憲章に違反し、競技者として著しく品位又は名誉を傷つけた者。
  - (g) 所属競技団体の規程に抵触した者。